

あなたのおきをおきに！

ふるさと納税 返礼品事業者登録のご案内



ふるさと納税返礼品提供事業者を
募集しています

御代田町のふるさと納税

御代田町では、ふるさと納税制度を活用し、御代田町の魅力発信や地元特産品のPR、事業者の販路拡大による地域経済の活性化につなげるため、寄附者へのお礼の品(返礼品)として贈呈する商品やサービスを提供していただける協力事業者を募集しています。

返礼品になるような商品がないという事業者さんもあるかもしれませんが、商品ばかりでなく、宿泊券や体験型のイベントも出品することができます。

御代田町の魅力を全国に発信するパートナーになってみませんか？

御代田町の多彩な返礼品は
各種ポータルサイトに
掲載されています！



令和8年度1月
登録済み事業者数

約80




令和8年度4月
公開中の返礼品

1000
以上



町ホームページ
ふるさと納税のご案内は
こちらから！

御代田町ふるさと納税のサイトは
こちらのQRからアクセス！

 さとふる



 ふるさとチョイス
あなたの意思をふるさとに



地域から日本を元気に！
楽天ふるさと納税



 ふるなび



JALふるさと納税



 ANAのふるさと納税
マイルが貯まる

JRE MALL ふるさと納税



au PAY ふるさと納税



一休.comふるさと納税



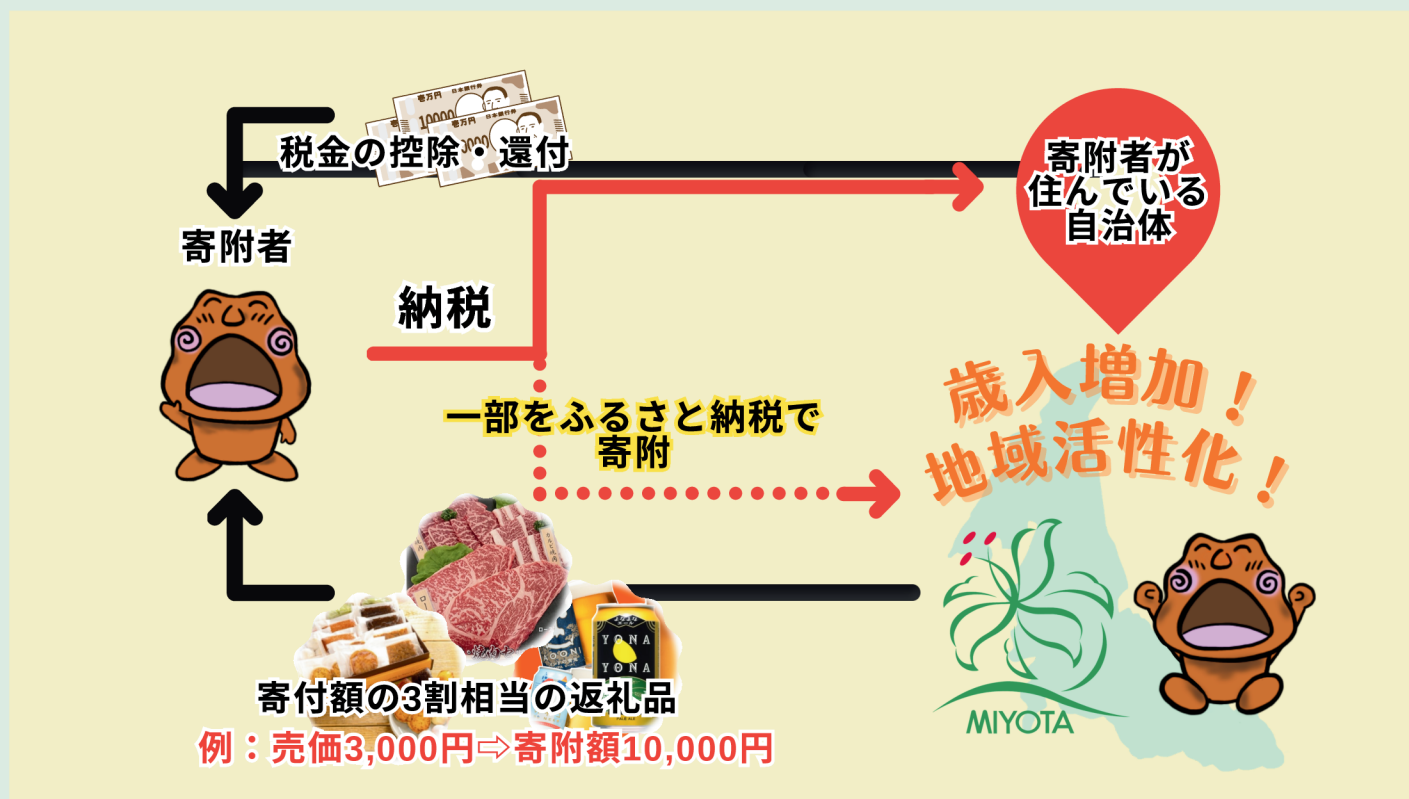
ふるさと納税のしくみ

ふるさと納税制度とは、新たに税を納めるものではなく、
思い入れのある自治体やふるさとへ寄附をすることで、所得税及びお住まいの
市区町村へ納める住民税から寄附金分を差し引く制度です。

- 「御代田町には住んでいないけれど・・・」
- 「生まれ育った御代田のためになにかしたい」
- 「御代田で暮らす親、親戚、友人の支えになれたら」
- 「御代田の伝統行事や自然を守ってほしい」
- 「旅行に出かけて御代田が好きになった」

そんな想いや願いでいただいた寄附を御代田町のまちづくりに活かします。

ふるさと納税のしくみ



返礼品の出品に関して、国や御代田町の定める要件があります。
詳しくは次ページ以降をご確認ください。

返礼品の要件

応募いただいた特産品等は募集要領の事項により審査し、認定します。

御代田町ふるさと納税推進事業パートナー企業等募集要領

1. 【応募できる企業等の要件】

- 以下の要件に全て適合すること
- ・町内の企業若しくは町長が認める団体等
- ・役員等が暴力団員でないこと

2. 【特産品等の要件】

- 応募いただいた特産品等（体験型レジャー等を含む）は、以下の項目により審査・認定します。
- ・御代田町のイメージにふさわしいと認められる。
 - ・町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等が行われている。
 - ・御代田町のPRにつながる。
 - ・地元企業の販売促進・活性化が図られる。
- ※すでに御代田町特産品認定事業の認定を受けているものは、審査不要（応募は必要）となります。

3. 【特産品等の費用】

特産品等の費用は、全額町が負担します。

4. 【募集期間】

随時受付けていますが、新規返礼品の登録申請に関して、総務省への事前申請スケジュールをもとに3ヶ月ごと4つの受付期間に分けて、期間中の登録申請をそれぞれ7月・10月・1月・4月にある総務省への事前申請にてまとめて申請し、総務省の審査終了次第取り扱いを開始できるスケジュールとなります。
※詳しくは7ページの表をご覧ください

5. 【契約について】

町と契約している株式会社さとふると企業との間で契約をしていただきます。

6. 【価格について】

寄付金の額に対する特産品等の調達価格の割合は、3割以下とします。

7. 【申込み方法】

- 以下の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに御代田町政策推進課 政策推進係まで提出してください。
- ・御代田町ふるさと納税特産品等登録申請書（様式1号）
 - ・添付書類（返礼品の画像データ、パンフレット等）


この他、特産品の地場産品類型(5ページ参照)により、原材料表や工程表、証明書等追加書類の提出をお願いします。

8. 【個人情報の保護】


パートナー企業等は、本事業の実施において、知り得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、当該事業に係る特産品等の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。パートナー企業等でなくなった後においても同様とする。



御代田町のイメージに
ふさわしい



町内で栽培・製造・
加工・販売・サービス
が行われている




御代田町のPRに
つながる



地元企業の
販売促進・活性化が
図られる

地場産品基準とはどういうものか

このほかに国が定める基準等（「地場産品基準」等）に適合するものである必要があります。詳しくは下記を参考にしてください。

地場産品基準項目	 認められる例	 認められない例
(1) 御代田町で生産されたものであること	○ 御代田町内の畑で栽培した野菜	× 御代田町の農業者が他市町村の畑で栽培した野菜
(2) 御代田町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること	○ 御代田町で生産された酒米100%使用して、他市町村で醸造された酒 ○ 原材料のうち、5割以上を御代田町で生産された果物を使用したジュース	× 御代田町で生産されたスパイスを原材料の一部に使用し、他市町村で製造したカレー（使用している御代田町産の原材料が原材料の5割を超えない）
(3) 御代田町内において返礼品の製造・加工その他の工程の内主要な部分※を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること ※製造・加工その他の工程の主要な部分に該当しない例： 製品の保存のための乾燥・冷凍。 単なる切断・選別・仕分け・包装等	○ 他市町村から果物を仕入れ、御代田町で製造したジュース（町外からの仕入れ代金が製品価格全体の5割を超えない）	× 海外で生産し、御代田町の事業者が検品・梱包のみを行っているラジオ × 御代田町で成形した純金（町外からの仕入れ代金が製品価格全体の5割を超える）
(3口：企画立案) 御代田町内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものではない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が御代田町で生じている旨の証明がなされたもの	○ 御代田町にアトリエを構えるアーティストの絵を他市町村で製造した製品にプリントしたTシャツ（Tシャツの仕入れ価格が製品価格全体の5割を超えない）	× 御代田町の企業が設計を手がけたものの、海外での製造にかかる工賃が製品価格の6割を占める家電製品
(4) 御代田町で生産されたものであって、近隣の他市区町村で生産されたものと混在したものの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）であること	○ 御代田町で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、他団体で肥育されたものとの混在が避けられない牛肉	× 御代田町で生産されたものと、他市町村で製造されたものを全国の店舗で区別なく取り扱うジャム
(6) 前(1)～(4)に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものと合わせて提供するものであって、価値が提供するものの価値全体の7割以上であること	○ 御代田町で製造されたそばと他市町村で製造されたそばつゆのセット（そばが製品全体の価値の7割以上を占める）	× 御代田町で醸造されたビールと他市町村で製造されたビールグラスのセット
(7) 御代田町において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が御代田町に相当程度関連性があること	○ 御代田町内のレストランでの食事券 ○ 御代田町内で提供されるお墓の清掃、見守りサービス	× 全国にチェーン展開している飲食店の御代田町限定で使用できる食事券
(7の2：宿泊) 御代田町に所在する宿泊施設であって、長野県内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、長野県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く）における宿泊の提供に係る役務であること	○ 長野県内でのみ宿泊施設を運営する事業者が提供する、御代田町に所在する旅館やホテルで利用できる宿泊券	× 御代田町内の施設だけでなく、他市町村に所在する系列ホテルでも使える共通宿泊券 × 移動や食事の提供が主で、宿泊がパッケージの主要部分を占めていない旅行券
(7の3：5万円以下：宿泊) 御代田町に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、7の2に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの	○ 御代田町内に所在する旅館やホテルで利用できる宿泊券（利用者1人1泊あたり5万円までが利用上限）	× 全国にチェーン展開しているホテル全店で利用可能な共通宿泊券

地場産品類型別 登録申請書必須記載事項・添付書類一覧

該当する地場産品類型	登録申請書「3 特産品等内容（内訳）」欄の必須記載事項	添付書類
共通	・お礼品の概要	お礼品の画像データ パンフレット等お礼品の概要が分かる資料
1	・町内で生産されたものである旨 ・栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚の種類 ・お礼品の生産地 (ほ場、牧場、養殖場等の所在地)	なし
2	・町内産原材料を使用している旨 ・お礼品に占める町内産原材料の割合 ・主な町内産原材料の生産地	2号原材料表
3	・町内で主要な加工工程を行っている旨 ・「3号要件式」の計算 (返礼品価格－町外支払費用) / 返礼品価格 0.5以上を充足すること	3号工程表 3号証明書
3イ（熟成肉・精米）	・町内で熟成又は精米工程を行っている旨 ・原材料が長野県産である旨 ・原材料の生産地（市町村名） ・「3号要件式」の計算	3号イ工程表 3号証明書
3ロ（企画立案）	・町内でお礼品の企画立案を行っている旨 ・主要な加工工程を行っている市区町村名 (又は国名) ・「3号要件式」の計算	3号ロ工程表 3号証明書
4	・町内産と近隣市町村産が混在している旨 ・栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚の種類 ・町内産品の生産地	4号理由書
6	・主たる品と附帯品のセットである旨 ・主たる品と附帯品それぞれの概要 ・主たる品の該当地場産品類型 ・お礼品価格に占める主たる品の価値割合（7割以上）	主たる品の該当類型に必要な添付書類 6号概要書
7	・町内で提供する役務である旨 ・提供する役務の内容 ・役務の提供場所（店舗所在地等）	なし
7の2（宿泊）	・町内施設での宿泊の提供である旨 ・役務の提供場所（宿泊施設所在地等） ・長野県内でのみ宿泊施設を運営する者による運営である旨	7号（宿泊）誓約書
7の3イ五万以下	・町内施設での宿泊の提供である旨 ・役務の提供場所（宿泊施設所在地等） ・1人1泊当たり5万円を利用の上限とする旨	7号（宿泊）誓約書
7の4（電気）	・町内のエネルギー源で発電された電力の提供である旨	7号の4（電気）誓約書
セット	・セットにする品ごとの概要 ・セットにする品ごとの該当地場産品類型 ・該当する類型ごとの必須記載事項	セットにする品の該当類型に必要な添付書類 ※単品が既に登録済みの場合は不要

※類型の5・8・9・99号については、原則事業者からの登録申請を受け付けておりません。
当該類型での登録をご希望の場合、御代田町政策推進課にご相談ください。

申請書類のダウンロードは
こちらから！

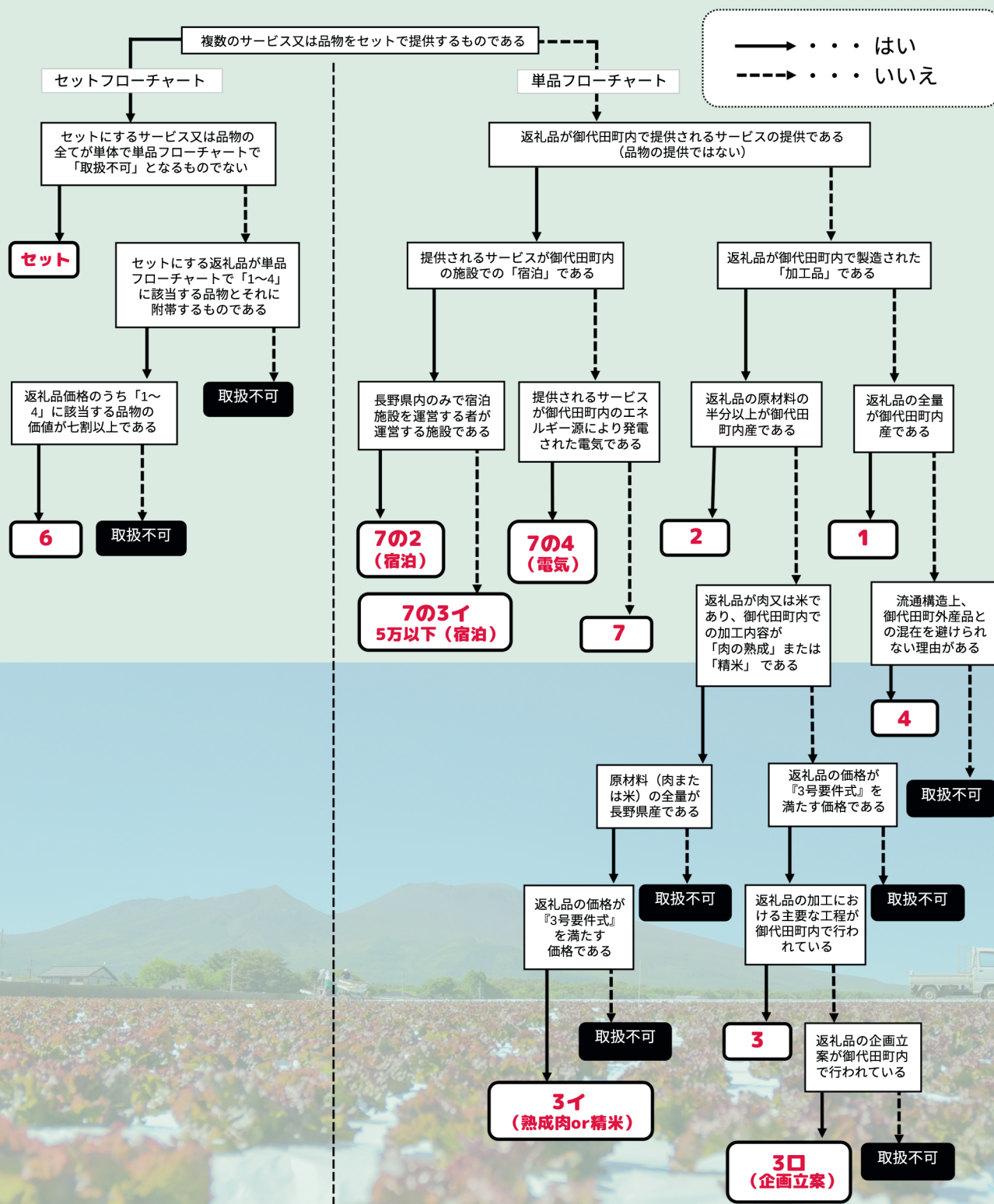
申請に必要な添付書類は町ホームページからダウンロードができます。
提出は 政策推進課 ふるさと納税担当者までお願いします。

町役場2階14番窓口またはメール：seisaku@towa.miyota.lg.jp まで！



<https://www.town.miyota.nagano.jp/category/furusatonouzeihenreihin/161863.html>

ふるさと納税地場産品類型確認フローチャート



『3号要件式』 (返礼品価格 - ※町外支払費用) / 返礼品価格 ≥ 0.5

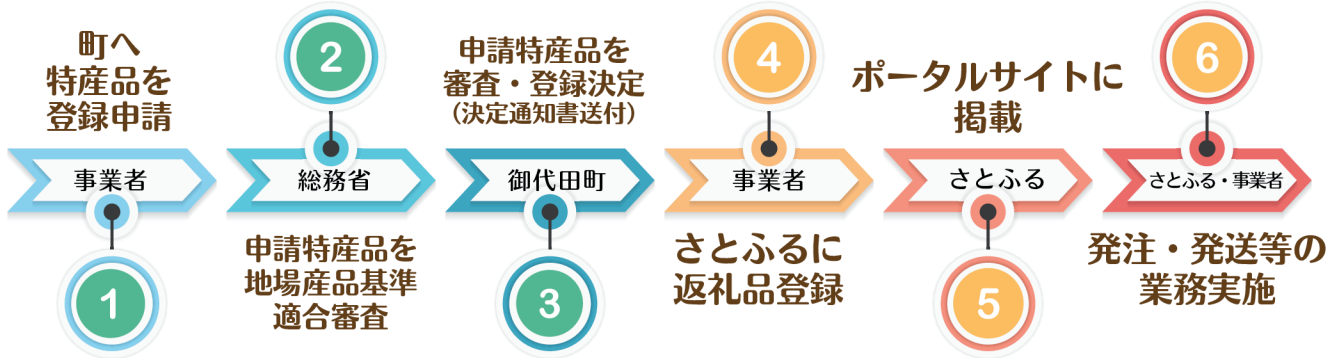
※ 町外支払費用

その返礼品の製造に当たって、原材料費や梱包費などとして御代田町外に支払った費用3号に該当するには、その返礼品の付加価値の半分以上が御代田町内で行われている必要があり、この式を満たす価格であることが要件となる。また、返礼品価格を一般的な販売価格と大きく異なる価格としてはならないとされている。

3号での返礼品登録にはこの要件式を満たす旨と一般的な販売価格から大きな乖離がない旨を返礼品提供事業者が証明する必要がある。

返礼品申請と登録までの流れ

町の担当者が申請・登録のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。



御代田町ふるさと納税特産品等登録スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	町申請受付		総務省申請	総務省審査	取扱開始～							
②			町申請受付		総務省申請	総務省審査	取扱開始 (目安)～					
③	取扱開始 (目安)～					町申請受付		総務省申請	総務省審査			
④	総務省申請	総務省審査	取扱開始 (目安)～						町申請受付			

※①のスケジュールはふるさと納税の総務省指定期間（毎年10月1日～）の開始に合わせた申請のため、10月1日からの取扱開始となります。②～④のスケジュールは、総務省での確認が完了次第取り扱いが可能となるため、上表の取扱開始時期は、あくまで目安である点にご留意ください。

登録は無料です

ご協力いただくに当たり、手数料は一切かかりません

品代・送料は全額町が負担します

品代は「さとふる」から集荷月の月末締め翌月末の支払いで振り込まれます。請求書は不要です。振込手数料は事業者の負担になります。

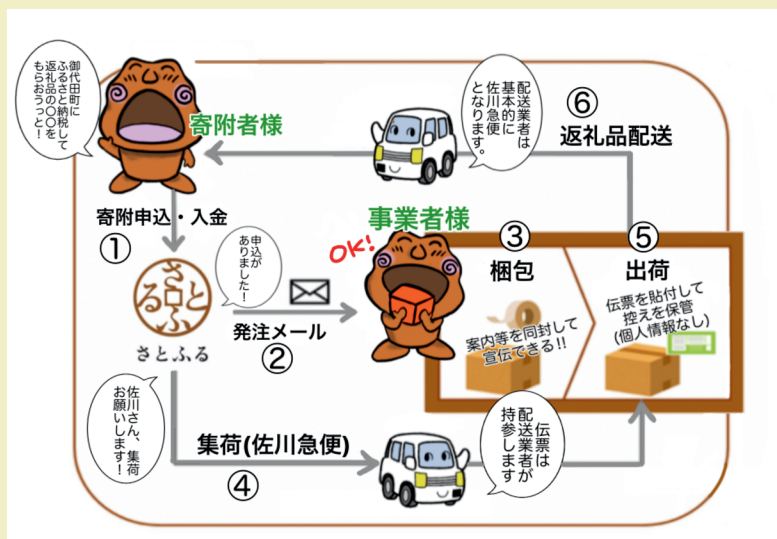
受注を調整できます！

注文の上限数を設定できるので、生産量に合わせて受注の調整ができます。発送時期の指定もできるので、時期限定品の登録もできます。

複数のふるさと納税ポータルサイトに掲載され、全国にPRできます

掲載する写真やコメントは自由に作成できます。さとふるに登録が完了すると他サイトにも掲載されます。さとふるへの事業者登録、返礼品の登録も町担当者がお手伝いします！

ポータルサイト掲載後運用の流れ



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください！



御代田町公式LINEスタンプ「縄文土器 御代田町のあくびちゃん」

【お問い合わせ】 御代田町政策推進課 政策推進係 TEL：0267-32-3111(代表)
mail：seisaku@town.miyota.lg.jp 〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794-8